総務常任委員会

平成19年2月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

 ⑤坂口
 徹
 ○木澤
 正男
 嶋田
 善行

 松田
 正
 中西
 和夫

 中川議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是 入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美 収 総 務 部 植村 哲男 総務課 長 清水 建也 長 総務課参事 吉田 昌敬 同課長補佐 黒﨑 益範 同課長補佐 加藤 惠三 同課長補佐 谷口 智子 企画財政課長 西本 喜一 企画財政課参事 野口 英治 同課長補佐 同課長補佐 山﨑 篤 西巻 昭男 税務課長 藤原 同課長補佐 清水 修一 伸宏 同課長補佐 吉村 俊弘 教委総務課長 野﨑 一也 同課長補佐 吉村 三郎 生涯学習課長 山﨑 善之 同課長補佐 監査書記 清水 昭雄 佐藤 滋生 会 計 室 長 清水 孝悦

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分) 署名委員 木澤委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

松田委員より、少し遅れるとの連絡をいただいております。

ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、嶋田委員、のお二人を指名いたします。 両 委員にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお りでございます。

初めに、1.継続審査の(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 山崎生涯学習課長。

生涯学習 課長

それでは最初に、史跡藤ノ木古墳整備工事の進捗状況についてご説明申し上げます。史跡地外周の側溝をはじめとする構造物の施工がほぼ完了しております。次に墳丘の整備状況でございますが、墳丘盛土の施工がほぼ完了し、石室上部の防水層及び入口付帯の施工を行っております。また石室内部の石材等の修復作業は終了しております。現在の進捗率は本年度発注工事の約80%が完了しているという状況でございます。なお、3月開催の委員会におきまして、一度現場を視察いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に(仮称)文化財活用センターの実施設計の状況について、ご報告申し上げます。昨年12月の当委員会におきましてご説明申し上げました内容で、文化庁、東京文化財研究所と協議を行いましたところ、協議が整いましたことから、最終のまとめに向け、作業を進めていくところでございます。また建設に伴う発掘調査を本年1月末から実施しておりますが、弥生時代中期の土器片が出土している状況でございます。その他、史跡等につきましては特段ご報告申し上げる事項はございません。以上でございます。

委員長

報告が終りましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、了承したということで終わります。 次に、2. その他の審査事項についてを議題と致します。

(1) 3月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることと致します。①特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。お手元に資料1といたしまして、改正条例案、新旧対照表、そして要旨を付けさせていただいております。この説明につきましては、このうち要旨及び新旧対照表によりまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この要旨に記載をしておりますように、財政健全化に向けての行財 政改革の推進を図るなかにおきまして、特別職の給料等につきまして、 抑制の措置を講じてまいりましたが、斑鳩町特別職報酬等審議会から、 特別職の給料等につきまして昨年10月23日にいただきました答申 を尊重する立場から、12月議会におきまして、平成19年4月1日からの町長及び副町長の給料を、町長については7.08%減額の80万円、副町長については7.06%減額の67万1千円とする条例改正をお願いし、議決をいただいたところでございます。しかしながら、その後、平成19年度の予算編成を行う中で、本町の財政が、まだまだ逼迫した状況であるという認識から、特別職報酬等審議会の答申の趣旨は十分理解をし、尊重をするという立場であることには変わりはございませんが、町民の方々に対しましても、こうした町の財政状況をご理解いただくという意味からも、12月議会で議決をいただきました町長及び副町長の給料月額から、町長につきましては8パーセント、副町長につきましては5パーセントをそれぞれ減額する特例措置を平成19年4月1日から当分の間講じることとするものでございます。ちなみに減額後の給料月額でございますが、町長で736,00円、副町長で637,450円となります。

以上簡単ではございますが、特別職の職員で常勤のものの給与及び 旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせてい ただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。 嶋田委員。

嶋田委員 案の中で当分の間という文言が入ってるんですけど、これは期間は 決まっているんでしょうか。

総務課長 当分の間と申しまして、まさにその当分の間という事でございまして、いつまでという事を決めているという事ではないという風にご理解をいただきたいと思います。

嶋田委員 そしたら次年度ですね、また報酬審議会等を開く予定はあるんでしょうか。

総務課長

現在のところ、特にその予定はしておりません。

委員長

木澤委員。

木澤委員

今の当分の間という事ですけれども、退職金の関係というのはどういう風になっているんですか。

総務課長

当然の事ながら退職金にも、この減額された給与月額が反映される という事でございます。

委員長

よろしいですか。

次に②斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、となっていますが町長専決処分の一般会計補正予算第4号が予定されていますので、順序を変えて④町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)から説明を求めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、④町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)、理事者の説明を求めることと致します。 西本企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、その他の審査事項④の町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。こちらの方で説明をさせていただきますが、お手元の方に資料4として専決処分書をつけさせていただいておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

すでにご承知のように、2月14日に奈良県知事が平成19年5月

2日をもって退職する旨の申し立てをされまして、そのことを受けまして、奈良県選挙管理委員会は、奈良県知事選挙の執行予定を3月22日告示、4月8日選挙期日とされました。そのため、平成18年度中のこの知事選挙執行に係ります県委託金の受け入れと、その歳出に係ります補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、2月16日に専決処分をさせていただいたものでございます。では、予算書ご覧いただきたいと思います。予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。の予算は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億624万8,000円とするものであります。

次に、4ページをご覧いただきたいと存じます。歳入といたしましましては、県からの選挙費委託金500万円を見込んでおります。

次に、5ページでございます。歳出でございますが、選挙費の第5目、奈良県知事選挙費としましてこの平成18年度中の知事選挙に要します費用としまして歳入と同額の500万円をそれぞれ計上させていただいております。この専決処分につきましては、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、3月議会に承認を求めるものでございます。なお、この知事選挙は、平成18年度及び平成19年度にかけて選挙の執行を行うこととなりますことから、平成19年度の知事選挙執行経費にかかります予算は、平成19年度一般会計当初予算において計上しておりますことを申し添えまして、簡単ではございますが、3月議会に提出を予定しております平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)の専決処分についてのご説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

(質疑なし)

委員長

次に、②平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、 理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。お手元の資料2に補正予算の概要を付けさせていただいておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。

まずこの補正予算につきましては、本町の課題であります都市基盤の整備と、人にやさしいまちづくりを進めるため、早急に対応が必要な施策等について補正予算措置をさせていただいたものであります。

はじめに、この補正予算の概要でございます。まず1つは、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度に対応するための電算システムの構築のための予算補正、それから2つ目には、現在積極的に取り組んでおります土地開発公社保有地の処分におきまして代替地の処分につきまして売却損が生じましたことによる損失補てんの予算補正をお願いしております。またその他、普通交付税の補正、平成18年度末の職員退職に伴います退職手当組合への負担金の予算措置を行うとともに、その他寄附や利子の決算見込みによる各基金の積立てなど、当初予算後の情勢の変化に伴いまして、早急に措置を要するものにつきまして補正措置をお願いしているところでございます。その他年度内の執行が見込めない事業や用地交渉の難航等によります繰越明許費補正としましても、その予算措置もお願いしているところでございます。

以上が、今回の補正予算の概要であります。そしてこの補正予算の 総額でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ れ1,478万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8 8億9,146万1千円とするものでございます。

それでは、予算補正の内容につきまして、資料に従いましてご説明 をさせていただきたいと存じます。まずはじめに、歳入の補正予算の 内容でございます。 第10款地方交付税のところであります。表の中ほどでございます。 地方交付税では、普通交付税の追加交付を受けましたことから、1, 068万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、障害者自立支援法によります給付費が利用者の死亡等により、自立支援給付費負担金で993万4千円の減額補正と、また保険基盤安定負担金が交付決定されましたことから99万5千円の減額補正であります。次に民生費国庫補助金では、平成20年4月から施行予定の後期高齢者医療制度について、その事務を円滑に実施していくための電算システム構築費用に財政措置が行われますことから、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金で413万9千円の追加補正をお願いするものであります。また、土木費国庫補助金では、法隆寺線整備事業にかかります補助金が確定しましたことから、地方道路交付金1,045万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金では、民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同じの事由により、自立支援給付費補助金496万7千円の減額補正、また保険基盤安定負担金821万9千円の減額補正をそれぞれお願いするものであります。

次に、第16款財産収入、利子及び配当金では、各基金利子の決算 見込みにより347万7千円の増額補正をお願いするものであります。 次に、第17款寄附金では、福祉基金としてご寄附いただきました 10万円を追加補正するものであります。

第20款諸収入、雑入では、市町村振興宝くじ交付金の交付決定がありましたことから、137万4千円の増額補正をお願いするものであります。

以上が歳入でございます。続きまして、歳出予算の補正の内容であります。 裏面をご覧いただきたいと存じます。

第2款総務費でございますが、一般管理費で、職員の年度末の退職 に伴います職員退職手当組合負担金6,464万8千円の増額補正、 また地方自治法の改正や審議会等附属機関等の見直し等によります関 係条例の改正が、当初見込みを大幅に上回りますことから、例規集の 印刷経費で46万8千円、例規執務サポートシステムのデータ作成と しまして74万4千円のそれぞれ増額補正をお願いするものでありま す。また、財産管理費では、財政調整基金等の各基金利子の決算見込 みによります積立金291万9千円の増額補正をお願いするものであ ります。

次に、第3款民生費、社会福祉総務費では、国民健康保険事業への 支援として、2,050万7千円の増額補正をお願いしておりますが、 この2,050万7千円の内訳としまして、まず後期高齢者医療制度 の実施にあたり電算システムの改修を、国民健康保険事業特別会計で 計上しておりますことから、その事務費として国保職員給与費等の繰 出金であります。また、2つ目には出産育児一時金の支給金額の増加 によりまして、国保出産育児一時金の繰出金であります。また3つ目 に国保財政安定化支援事業の確定に伴いますそれぞれの増額補正であ り、合せて2,050万7千円の増額補正を計上いたしているところ でございます。また、同じく次に社会福祉総務費の中で、寄附金の受 入に伴います福祉基金への積立金10万円の追加補正をお願いしてい るところでございます。老人福祉費では、歳入のところでも申し上げ ましたが、後期高齢者医療制度について、電算システムを構築いたし ますことから、2,168万3千円の追加補正をお願いするものであ ります。また、国民健康保険医療助成費では、国庫支出金等の保険基 盤安定負担金の交付決定により、1,228万7千円の減額補正を行 うものであります。次に障害福祉費では、歳入のところで申し上げま したが、障害者自立支援法によります給付費が、利用者の死亡等によ り当初見込みを下回りますことから、障害者介護給付・訓練等給付費 の支給について、1,986万8千円の減額補正をお願いするもので あります。さらに、介護保険事業繰出費では、介護保険事業への支援 としまして、後期高齢者医療制度の実施にあたります電算システムの 改修を、介護保険事業特別会計で計上しておりますことから介護保険 事業事務費繰出金として294万5千円の増額補正をお願いするもの であります。

次に、第7款土木費、都市計画総務費で、法隆寺線整備事業に係ります事業費が確定いたしましたことから、1,900万円の減額補正をお願いするものであります。次に、公共下水道費では、公共下水道への支援としまして、公共下水道事業に係ります国庫補助金及び町債などの特定財源が減額となる見込みから、繰出金2,510万円の増額補正をお願いするものであります。次に、JR法隆寺駅周辺整備事業費で、JR法隆寺駅周辺整備の推進としまして、斑鳩町土地開発公社の保有地の処分にあたり、売却損が生じましたことから、その損失補てん2,952万7千円の追加補正をお願いするものであります。土地開発公社につきましては、長期保有地の解消に向けて、引き続き積極的な処分に努めてまいりたいと考えております。

次に、第9款教育費の文化財保存費で、藤ノ木古墳整備基金利子の 決算見込みにより、その積立金6万6千円の増額補正をお願いするも のであります。

最後に、第12款予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源1億3,233万9千円を充当させていただきたく、補正をお願いするものであります。また、本補正予算では、それぞれの事情によりまして本年度会計において予算の支出を見込めない事業がございますことから、繰越明許費として、その下にございますが、後期高齢者医療電算システム導入事業で2,168万3千円、道路新設改良事業で1,800万円、法隆寺線整備事業で1億812万8千円、いかるがパークウェイ関連道路整備事業で150万円、合計で1億4,931万1千円の繰越明許費を予算計上させていただいているところであります。

以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について の説明とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますようお願い 申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。 木澤委員。

木澤委員

国民健康保険事業からの後期高齢者電算システム導入にあたって、 事務費とをして人件費を出してるという風に説明していただいたと思 うんですけど、それがどれ位になるのかっていうのがもし、分からん かったら次の時にでもお願いしたいんですけど、分かるようでしたら お答えいただきたいと思います。

企画財政 課長

先程説明いたしました国保職員給与費等繰出金、これは費目の名前 でございまして、主にはこの内容につきましては電算システムの改修 費用という事でございまして、人件費ではないという事で、電算シス テムの改修費用の経費という事でご理解いただきたいと思います。

木澤委員 そうすると金額が、ここに、ちょっと見てよく分からないんですけ ど、町の持ち出しが幾らになるんですかね。

企画財政

1, 377万5千円でございます。

課長

木澤委員

すいません、もう一点だけ。土地開発公社の土地の処分の件なんで すけれども、先日の建設水道常任委員会の方でもちょっと分かりづら いから資料出してほしいというような意見が出てたと思うんです。こ れにつきまして簿価が幾らであって、現在の価格ですね、それが幾ら になってるのかという事につきましても、出来たら資料で出していた だいた方が分かりやすいと思うんで、その点について、ちょっと委員 長にお願いしたいと思います。

委員長

西本企画財政課長。

企画財政

課長

資料というより、今申し上げます。まず、土地開発公社の保有いた |します簿価でございますけれども、簿価につきましては7,397万 6,714円であります。町と言いますか、代替にいたしました今の現在の価格でございますが、これは4,444万9,740円でございます。その差額が損失補てんになりまして、先程申しました金額2,952万6,974円でございます。簿価と譲渡価格と損失補てん価格の関係は以上の3点であります。

木澤委員

資料として出しにくい、場所が特定されるところとか、そういう事 なんですか。

委員長

芳村助役。

助役

言いにくいんやなしに、なんぼでも資料出させてもらいますよ、資料出すより簡単に、ライフ住宅のとこですね。法隆寺駅の西側にライフ住宅ありますね、高架の東側、そこの立退きによる事業用地として、開発公社の土地、持ってる東里の法隆寺北のところの542.07平米を代替地で渡したという事です。その簿価が先程説明しましたように、7,397万6,714円、そして譲与価格いわゆる代替地の方からここにいただいた金は4,444万9,740円、それで7,397万6,714円引くことの4,444万9,740円、これが約2,952万7千円となります。そういう事です。

委員長

暫時休憩します。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時33分 再開)

委員長

再開いたします。

他にございませんか。

(なし)

委員長

次に、③斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政 課長 それでは3月議会に提案予定をいたしております斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてでございます。お手元の資料3をご覧いただきたいと存じます。この件につきましては、昨年度、文化振興センターにつきまして指定管理者制度を導入することとし、所用の条例改正をさせていただきました。そして、平成18年度から、1年間の期間で財団法人文化振興財団を指定したところでございます。今回提出を予定しております議案は、文化振興センター、いかるがホールの管理について、地方自治法第244条の2第8項に規定する指定管理者に行なわせるため、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。指定する団体としましては、現在の指定管理者であります財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き指定してまいりたいと考えております。

まだ1年に満たない間ではありますが、施設管理による公共サービスの提供という面では、概ね順調に従来どおりのサービス維持ができていると感じております。ただ、指定管理者制度創設のねらいであります、「住民サービスの質の向上及び経費の節減」という点においては、努力していただいているものの、1年に満たない現段階で十分な効果を発揮するのは、難しいのではないかと考えております。そして、今のところ大きな問題もなく施設の維持管理ができていることから、再度、指定管理者として単独指定する方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、指定の期間でございますが、平成19年4月1日から平成2 2年3月31日までの3年間とさせていただきたいと考えております。 指定期間を3年といたしました理由につきましては、この1年間の指 定期間におきまして、今のところ大きな問題もなく施設の維持管理が できているということから、次に指定期間を複数年とし、経営的な観点による施設運営をさらに促していきたいと考えているためでございます。ただ、制度導入後、まだ日も浅いことから、今回は複数年のなかでも比較的短期間であります3年とさせていただいております。なお、文化振興財団を指定することにつきましては、昨日、斑鳩町文化振興センター条例第2条の5の規定に基づき、いかるがホールの事業計画に関する書類の提出を受け、指定管理者選定等審査委員会の選定の議を経たところであり、3月議会に議案を提出させていただきたいと考えているところでございます。

以上簡単でございますが、斑鳩町文化振興センター指定管理者の指 定についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご理解賜 りますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。 嶋田委員。

嶋田委員

委員会開いて文化振興財団に指定管理者に指定するというお話でしてんけれども、内容等について、当委員会では全然分からん事で、ただこれに指定したいからお願いしますという事ではちょっと審議いうんですか、議論にはならないんではないかなと思いますし、またこの指定期間について3年間にすると、1年経ってまだ結論もはっきり私らは何も聞いてないのに、これ期間延ばすという事もいかがなものかとは思います。そこら辺はどうなんでしょうか。

企画財政 課長 昨日、選定審査会も開かせていただきまして、財団の方から指定管理者にかかる申請書をいただきました。その資料を昨日いただきましたので、この委員会の打ち合わせの時にはまだ資料がなかったという事で、提出の件については相談させていただかなかったんですが、次回の3月議会の時にはその資料も、総務委員会の方で提出させていただけたらなと、このように思っているところであります。それと、も

う一点は一年間という期間で、確かに特段の成果というのはまだ認められないところでございますが、しかし運営に努力され、大きな問題もなく文化振興財団の方が運営、管理されている事から今後、運営につきまして複数年をもって見守っていき、そして本来の主旨であります住民サービスの向上、経費削減に向けての期間を設定するのは、やはり一年では短過ぎるのではないかなと。やはり複数年で財団の方にそういった目的も考えて管理、運営をしていただけるように、事業者としましてもそういった要望を出し持って3年間見届けていきたい、このように考えまして3年という期間を今回出させていただいたわけでございますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

嶋田委員

昨日、事業計画等出ただけという事で、何か昨日の今日でこういう ものが出てるというのも、ちょっと腑に落ちん話は話なんですけども、 期間についてもとにかく一年経って、これこれこういう事ですと、せ やから3年にしたいとかいう事であればある程度納得は出来ると思う んですけれども、一年経ってないうちから、次は3年とか、それはち ょっと納得できない話にはなってこようかと、私自身は思います。

企画財政 課長

3年といたしましたのは、先程申しましたように、やはり効果を見るには、やはり一年では結果が出てきにくいという事がございます。それから、もう一つ3年としました理由としまして、こういう文化施設を指定管理者制度を導入しまして委託してる期間が多くの指定管理者では3年、約その指定管理者制度を導入しております文化施設の50%の機関が3年という事で指定管理者の委託をされております。そういった関係で3年という風にも決めさせていただいて、その間でやはりそういった効率のよい、住民サービスの向上に向けての運営、それから経費節減事項について努力をしていただこうという期間を設定させていただいたわけでありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

嶋田委員

去年、指定管理者制度を導入されてね、その時点で3年という事であれば、私はそれはそれでよかったとは思うんですけれども、期間を1年とされて、まだ1年経ってない、私らも何ら報告は受けてないわけですね。それでもって次は3年ですという事については、私自身は納得は出来ないという事をお話させてもらっています。

委員長

松田委員。

松田委員

遅くなってすいませんでした。今議題にあがっている指定管理者の問題なんですが、説明を聞きますと十分分かりづらいというご意見もあるわけですけれども、文化振興センターを指定管理者にしたいという関係、あるいはしてほしいという関係については、文化振興財団から申請書が出てるはずですね。それが昨日であったにしても何にしても、その申請書の写しというのは当然、総務委員会、今日の段階では配布できるだろうと思うんです。やっぱりそれはそういう配慮をしながら十分理解をいただいて指定管理者制度活用する事が望ましいんではないか、と思いますので、出来れば私は昨日審査会と言いますか、諮られた内容をですね、資料、複写して、そしてすぐに配って理解をしてもらうという手はずをとっていただく事が可能ではないかと思いますので、もしそうであれば、そのようにして質問者にご理解を得る方がいいのではないか、こういう風に思います。

それから二つ目の問題なんですが、これは振興センターの理事会でも申し上げたんですけれども、管理体制の関係について、確かに理事長、副理事長、常務理事、事務局長、そして他の企画係、総務係の関係でそれぞれ要員、充当な計画書も出てるんですけども、その中で実際には、振興センターについては専属職員が4人ですね、そして一人採用すると、一人は嘱託という事も書かれているわけですね、19年度の関係について。ところが理事長とか副理事長というのは非常勤であっておいでになることは事実なんですけども、常任理事がおいでにないと。事務局長という関係が組織管理体制の中ではありながら、実

質的な要員の関係でいきますと19年度どうなるのか、明らかではな いという風に思うんです。これは、理事会の時にも言いましたけれど も、常任理事がはじめちょっとありましたけど、いつからですか、欠 員という風に見ていいのかどうかですけど、欠員、いないという事で すね。事務局長というのはいわゆる町職員と兼任をされてるおる状態 だと言う風に思うんです、現時点では。19年度以降はどうなるのか、 という事について、例えば欠員であるとすれば、補充をする予定があ って欠員という事になるんだろうという風に思うんです。ところが振 興センターの計画を見ますとそういう事も明らかではないように思い ますし、もし、こういう事を今後置かないんだという事であるとする ならば、少なくとも定款ですね、実は定款見てないんですけど、定款 では書いてるような組織間体制になってるんだと思うんですね、その ものをここに出したんだと思うんです。申請も恐らくそうなってるん だと思うんですけど、今後置かないという事であるとするなら、僕は 定款の改正をした方がすっきりするんではないか、という風に思うん です。もし欠員であるとするならば、いわゆる振興センターの予算の 内容がやっぱり人件費の関係などは変わってくると思うんです。それ から3ヶ年間延期をするわけですが、その間の財政計画などを見ます と、いわゆる現行の職員の関係を対象にした人件費の増加という関係 が見積もられて、ずっと3ヶ年計画が出てるわけですね。そういう点 から見ますと、やや職員配置の関係について、不明確ではないか。も う少し明確に定款上の関係でいくのか、あるいはその定款を改めるこ とが必要ではないのか、という事などについても、ちょっと疑問が生 じてますし、誤解を受ける関係になるので、少なくともその辺を明確 にした上で、対応すべきではないか。もし必要であるなら、申請書類 の関係についても改めた上で審議をする方が望ましいのではないか、 という風な意味でご発言をさせていただいてきたんですけど、その点 が今日、何ら具体的に説明がございません。どう扱うんかという事も 明らかでない、という事でありますから、その辺はどのようにお考え になっているのかという事について、明らかにしてほしいと思うんで す。特に私は理事会でもこの問題については議会の承認を得ることになるので、特に取扱いについて手続き上のミスがないようにしてほしいという事を要望しておったわけでありますので、そういった点についてどのようにお考えになっているのかという事について、一つご説明をいただいておきたい、こう思うんです。

委員長

暫時休憩いたします。

- (午前 9時48分 休憩)
- (午前10時31分 再開)

委員長

再開いたします。10時45分まで休憩いたします。

- (午前10時31分 休憩)
- (午前10時45分 再開)

委員長

再開いたします。

理事者側から資料出来たらしいので資料の配布をお願いいたします。 暫時休憩いたします。

- (午前10時48分 休憩)
- (午前10時49分 再開)

委員長

それでは再開いたします。引き続きまして、委員の方からのご意見 をお受けしたいと思います。

(「説明から始めるやんな。申請書の。」との声あり。)

委員長

ただ今配られました資料についての説明をお願いしたいと思います。

企画財政 課参事 申し訳ございませんでした。ただ今お配りさせていただきました斑 鳩町文化振興センター指定管理者指定申請書等の書類の説明を若干加 えさせていただきます。

先ほど議題となっておりました、1ページ目の団体の実績及び能力 について、そして次の項の斑鳩町文化振興センターの管理運営体制に ついて、理事会等におきまして提出させていただいた内容等が非常に 寄付行為等を照らして不十分であるという、今回ご指摘を賜りまして、 町へ提出する資料につきましては修正を加え、提出をさせていただい た、先ほど議論をいただいておった内容等については十分、財団が掲 げております寄付行為、組織等に照らして組織を修正さしていただい たということで、非常に理事会等で不満等の指摘を賜った資料を修正 し、付け加えさせていただいておるということで、ご理解を賜りたい と思います。なお、この修正等の内容等でありますが、この指定管理 者事業の計画書、申請等につきましては、当然、財団が掲げておりま す管理運営等についての方針等を採用させていただいております。次 の団体等に係ります部分については、若干、申し訳ございませんが、 最後のページ、氏名等を削除して職責、そして勤続年数を表示させて いただいて、加えております。次の3、斑鳩町文化振興センターの管 理運営体制等について、理事会、評議員会、監事等が抜けておったと いうところから、寄付行為に定める組織どおりの体制を表示させてい ただきましたのと、話題になっておりました、常務理事を(兼)とい う形で表示させていただいております。なお、他の資料等につきまし ては、財団の関わります申請に要する諸状況を整理し、お願いをした と。様式3に掲げております斑鳩町文化振興センターの管理運営費提 案書等でありますが、これ等につきましては、先程ご説明がありまし た3年間の運営経費等でありますが、2億6,248万8千円、これ 等につきましては3年間の運営額ということで、委託料、管理運営費 をお願いするものであります。なお、この19年度、20年度、21 年度に向けての管理の経費等でありますか、その積算根拠等にありま しては、コスト面等については、指定管理者の責務を十分、効率よく

運営をしていく、前年度18年度よりも、19年度に向けまして、金額的には169万8千円減額した申請をさせていただいております。 なお、この審議提案に係ります財団のPRと言いますか、保守等につきましては、より効率的な経費節減に向けて努力する、目に表れた形と言ったらあれですが、コスト面等についても十分努力し、積算をさせていただいたということで、そしてまた財団の特徴をPRといったらあれですが、財団ではできない、今まで規則、条例等を前面に出し、運営をさせていただいておりましたが、財団のより広い柔軟な運営体制をというところのPRし、3年間の指定をお願いしたいということでお願いしておるところであります。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、引き続きまして委員の方よりご意見等お 伺いしたいと思います。

松田委員

今、資料配布をしていただいてですね、振興センターの理事会等で 私が申し上げたことについても検討されてるようでありますが、そこ でですね、言いたいのは、この管理運営体制とですね、だいたい定款 に従って書かれているんだろうと思うんですけども、ちょっと不勉強 で申し訳ないんですけど、兼務の関係についてですね、定款ではどの ように言ってるんでしょうか。

企画財政 課参事

財団で定めております規則等、兼務規程等はないわけですが、常務 理事等が欠けた場合等につきましては、事務局長が代決するという形 になっております。なお、定款上、理事長、副理事長、常務理事等に ついては、理事の互選によりということで選出をし、お願いしている ということでございます。

松田委員

そうすると兼務の関係についてはもう明確になってるという風に理 解していいんですか。 企画財政 課参事 常務理事の兼務等につきましては、明確と言ったらあれですが、現在のところ常務理事不在となっております。なお、財団の組織規程等から位置付けられておりますので、現在不在でありますが、これは暫定的な形ということで、表示にあたりまして、兼と表示させていただきましたのは、理事会等によって決定するとなっておりますので、寄付行為に照らして明確になっておるかということでは、今のところ選出を受けておりませんので、兼とするか、不在とするかという、是非とも、組織上暫定的な処置ということで、常任理事1人ということで表示をさせていただいております。

松田委員

必ずしも明確でないとすればですね、本来、議会での会議をすべき問題ではないのかもわかりませんけども、兼務などの取扱いについてですね、明確にしておいた方がいいのではないかということで、定款の改正などについても検討してはどうかという関係についての意見のあったことをですね、やっぱり理事会などについてもお諮りをいただいて、それでご検討いただくということをお願いしておきたいと思うんです。そういうことを前提にしてですね、現実と定款の内容とが合致するという形での配慮を特にしておいていただきたい、こういう風に要望したいと思います。以上です。

嶋田委員

今、ちらっと見させていただきましてんけれども、単純な疑問としてね、この指定管理料収入を、19年度、20年度、21年度という風になってますわね。これの内訳と言うんですか、そこらへんはどのようになってるんですかね。

企画財政 課参事 今ご質問賜りました、収入の部の指定管理料収入、使用料収入の内 訳ということで、この指定管理料収入につきましては施設管理運営費、 このホールの管理に要します経費、支出の部に掲げております各項目 別の費用を積算し、支出のこの19年度を見ていただきますと、19 年度では、支出合計、1億822万円の費用がホールの管理運営に要 する費用です。その財源として、ホールの使用施設貸与、使用料収入を2,273万円あります。その不足する分8,548万8千円を指定管理料として収入を得たいということで、ホール管理運営に係ります経費につきましては、支出1億822万円に対する収入同額ということで1億822万円、その財源の中身として、町からの指定管理料8,548万円8千円、ホールの使用料として2,273万円を売り上げますという形でお願いするものであります。

嶋田委員

今の説明聞いてると、収入合計がまずあって、そこから使用料収入引いた残りが指定管理料みたいな形の説明ですけども、それもちょっとおかしい話になると思うんですけど、あのね、ほんだら使用料収入これ19、20、21て全部同じ金額ですね。ほなこれ使用料収入上げる努力はなされないわけなんですか。

企画財政 課参事

19、20、21の使用料収入の財源内訳、同額ということですが、一応今現在大きい変動と言ったらあれですけど、計画にあたって、これを目標として確保するということで提出をさせていただいております。なぜこういう数値になってきたかということになりますが、・・・にあたりましての内訳等、大ホール、小ホール、研修室等の各施設の使用料の合計を加味するわけですが、今の稼働率を上げていったら当然この使用料収入は上がっていくわけですが、これは財団の努力をもって対応していきたいということで、計画予定値というのは3年を見越す中の割振りということで計画をさせていただいたという事でご理解を賜りたいと思います。

嶋田委員

ちょっとわかりにくい説明だった、3年見越してほんならこれ年平 均こんだけやという話ですか。

(「はい、そのとおりです。」との声)

嶋田委員

ほんだら指定管理料200万ずつですか、増えていってますね。これもほんだら3年平均でやるべきもんと違うんですか。それだったら。

企画財政 課参事

ご指摘ありました支出の部の経費の伸び等でありますが、これは初年度あるいは2年度、3年度に渡り、年数の経過等によって若干増える経費が見込まれるというところから、単純に割るんじゃなしに、予測されると言ったらあれですが、経費、人件費分あるいは事務費分について按分と言ったら失礼ですが、伸びを入れさせていただいたというものであります。

嶋田委員

ほんだらもうとにかくぶっちゃけた話ね、支出こんだけかかると、 ほんでそこから使用料収入引いたら、指定管理料になるということな んですか。ぶっちゃけた話。わかりました。

委員長

他、ないようですので次にないようですので、次に進ませていただきます。

次に、⑤斑鳩町国民保護計画の報告について理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

斑鳩町国民保護計画の報告についてでございます。

町の国民保護計画の作成にかかります経緯につきましては、昨年の11月25日開催の本総務常任委員会で報告をさせていただいたところでございますけれども、その際申し上げておりました予定のとおり、本年1月15日に「斑鳩町国民保護協議会」から答申をいただいたところでございます。その後、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、以降は「国民保護法」と呼ばせていただきますけども、この国民保護法第35条第5項に定められております、奈良県知事との協議も終了いたしましたことから、同法同条第6項に定められております町議会への報告を行おうとするものでございます。本日は、資料といたしまして、5-1、「斑鳩町国民保護計画」と、

資料5-2、「斑鳩町国民保護計画の資料編」ということで用意をさ せていただいております。市町村が国民保護計画を作成するときは、 国民保護法第35条第3項に、指定行政機関、いわゆる国の省庁によ る国民保護計画や、都道府県の国民保護計画との整合性を図るよう努 める事とされておりまして、このことに基づきまして、奈良県では、 昨年5月に「市町村国民保護モデル計画」を作成されたところでござ います。県内の市町村では、この「市町村国民保護モデル計画」を基 本として、各町の国民保護計画を、その地域特性等々を盛り込んで作 成することとなっているところでございます。当町もこれに則しまし て、日本で初めてユネスコの世界文化遺産に登録された法隆寺を始め とした、歴史的文化遺産を多数抱える町としての特徴を加えながら、 作成をしたところでございます。そういうことを踏まえていただきま して、本日配布いたしました資料につきましての説明をさせていただ きますが、詳細な説明につきましては、時間の都合上からも、ご容赦 をいただきまして、先ほど申し上げました、奈良県が作成をした「市 町村国民保護モデル計画」を当町の持つ特性を加味して修正いたしま した部分を中心に説明をさせていただきますので、その点、よろしく ご了承賜りたいという風にお願い申し上げます。

まず、資料5-1としております斑鳩町国民保護計画の方でございますけども、まずこれの全体構成について、説明をさせていただきます。表紙を1枚めくっていただきますと、目次がございます。この目次は全部で4ページあるわけでございますが、この目次を見ていただければご理解いただけるんかなと思いますが、全体の構成は5編24章から成っております。目次の1ページ目には、「第1編総論」、「第2編 平素からの備えや予防」、次の右のページに移りまして、「第3編 武力攻撃事態等への対処」、1枚めくっていただきまして、「第4編 復旧等」、最後、右のページに移りまして、「第5編 緊急対処事態への対処」の5編となっております。

内容についてでございますが、まず「第1編 総論」といたしましては、1ページから2ページで、「第1章 町の責務、計画の位置づ

け、構成等」として、町の責務を明らかにするとともに、「国の基本 指針」及び「県国民保護計画」を踏まえた、町の国民保護計画に基づ き、国民保護措置を的確・迅速に実施することを定めております。ま た、町国民保護計画の見直し等の手続きにつきましても定めておると ころでございます。

次に、3ページから4ページの、「第2章 国民保護措置に関する 基本方針」では、国の基本方針で定めております、「(1)基本的人 権の尊重」、「(2)国民の権利利益の迅速な救済」等々、9つの基 本方針を定めております。

次に、5ページから6ページでございますが、「第3章 町の事務 又は業務の大綱等」では、国民保護措置に関する仕組みを記載をして おります。国の対策本部から出されます警報の発令、避難の指示等に ついて、県を通じまして、その情報を入手し、町の対策本部として、 住民への情報伝達等、対処を行うといった、全体の仕組みを定めたも のでございます。

次に、7ページから8ページの、「第4章 町の地理的、社会的特長」では、地形、気候等とともに、本町が世界文化遺産である法隆寺を抱える町であり、その他にも国宝等々、数々の文化財や古墳、遺跡がある町であることについて記載をしております。

次に、9ページでございますが「第5章 町国民保護計画が対象とする事態」では、国の基本方針で示されております武力攻撃事態の4分類、緊急対処事態の4事態を定めております。

次に10ページから29ページにかけては「第2編 平素からの備えや予防」となっておりますが、まず10ページからの「第1章 組織・体制の整備等」のうち、13ページまでは「第1 町における組織・体制の整備」となっております。これは各課の平素の業務をはじめ、職員の参集基準、常備消防との連携等について定めたものでございます。これらの組織体制、参集基準等につきましては、町の防災計画に定めております体制との一体性を保つことによりまして、職員の体制に対する認識の混乱等が生じないようにするために、町の防災体

制と国民保護体制は、同じ枠組みでの組織体制等としております。

次に、14ページから16ページでございますが、「第2 関係機関との連携体制の整備」では、関係機関との連携体制のあり方として、県、近接市町村、指定公共機関等との連携、ボランティア団体等に対する支援の基本的な考え方について定めております。

次に18ページでございますが、「第4 情報収集・提供等の体制整備」のうち、18ページから19ページにかけましては、情報収集・提供等の体制整備に関することを。20ページから21ページでは、安否情報、被災情報の収集・報告に必要な準備に関することを。22ページからの「第5 研修及び訓練」では、職員等の研修・訓練について定めております。24ページから26ページにかけてでございますが、「第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」といたしまして、避難や救援に関する基本的事項、輸送力、生活関連等施設の把握といった、平素の備えについて定めております。27ページからの「第3章 物資及び資材の備蓄、整備」では、町の防災のための備蓄との関係や備蓄に係る国・県との連携等を、29ページでは、「第4章 国民保護措置に関する啓発」として、武力攻撃事態等において住民等がとるべき行動等に関する啓発について定めております。

30ページからは、「第3編 武力攻撃事態等への対処」としておりますが、初動体制、町対策本部、関係機関との連携、警報・避難の指示等、10項目について、武力攻撃事態等への対処・対応につきまして定めております。まず30ページでは「第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」として、「事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置」として、「緊急事態連絡室等の設置」、31ページでは、「初動措置の確保」、「関係機関の要請」、「対策本部への移行に関すること」、32ページでは、「武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応」について定めております。

続きまして33ページから36ページでは、「第2章 町対策本部の設置等」として、町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を

設置する場合の手順や対策本部の組織、機能、町対策本部長の権限等について定めております。

次に37ページから40ページでは、「第3章 関係機関との相互 連携」として、国民保護措置の迅速な実施を図るため、国、県、他市 町村、指定公共機関等との連携について定めております。

次に41ページから43ページでございますが、「第4章 警報及び避難の指示等」として、県を通じて国から通知される警報及び避難の指示等の伝達の方法について記載をさせていただいております。それと44ページから45ページでは、避難実施要領作成にあたっての留意点等について。46ページから47ページでは、消防・警察機関をはじめとした関係機関との連携による避難住民の誘導。続く48ページ、49ページでは、高齢者・障害者等への配慮、残留者への対応等といった避難誘導にあたっての留意点について定めております。

続く50ページ、51ページでございますが、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊、着上陸侵攻といった攻撃事態ごとの避難誘導の留意事項について定めたものでございます。

52ページ、53ページでは、「第5章 救援」として、救援の実施、関係機関との連携、救援の内容について定めております。

次に54ページから56ページでは、「第6章 安否情報の収集・ 提供」として、安否情報の収集、整理及び報告、照会への回答につい て、必要な事項を定めております。

次に57ページからでございますが、「第7章 武力攻撃災害への対処」として、武力攻撃災害への対処に関しての基本的な考え方、武力攻撃災害の兆候の通報を定めております。58ページ、59ページでは、武力攻撃災害が発生した場合における退避の指示、警戒区域の設定に関することを定めております。

60ページから62ページでは、応急公用負担、消防機関の活動、 応援の要請、受入れ体制の確立といった消防に関する措置等について 定めております。

63ページ、64ページでは、生活関連等施設における災害への対

処等として、生活関連等施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃 災害の防止及び防除について定めております。

65ページ、67ページでは、核兵器や生物化学剤による攻撃といったいわゆるNBC攻撃による災害への対処について必要な事項を定めております。

次に、68ページでございますが、「第8章 被害情報の収集及び報告」として、被災情報の収集及び報告にあたっての必要な事項について定めております。

続く69ページでは、「第9章 保健衛生の確保その他の措置」として、保健衛生の確保、70ページでは、廃棄物の処理、文化財の保護について定めております。この文化財の保護に関しましては、県が示しましたモデル計画では、任意に定める項目となっておりますが、本町といたしましては、世界唯一の被爆国として、世界恒久平和の精神にのっとり、昭和60年に「非核・平和の町」の宣言を行うとともに、平成5年には、法隆寺地域の仏教建造物が日本で最初に世界文化遺産として登録され、人類共通の世界遺産のあるまちであることからも、本計画に文化財の保護に関する項目を特に定めたものでございます。

内容といたしましては、「(1) 平素の活動」として、「町は、人類共通の財産である法隆寺等の世界文化遺産のあるまちとして、「斑鳩町非核平和都市宣言」の精神にのっとり、貴重な遺産を次世代に伝えるため、真の平和の大切さを考えるとともに、その実現に向けた啓発活動や住民の活動を支援するとしております。(2)から(4)までの重要文化財、国宝、県指定等の文化財に関する項目につきましては、町の権限が及ばないというところから、文部科学省並びに奈良県が作成されておられる国民保護計画に定められている内容を整理し、記載をしておりますとともに、71ページ「(7)町の協力」として、町は、文化庁、県教育委員会に対し、文化財の保護に関し、積極的に協力を行う旨の内容を定めております。

同じ71ページの(5)でございますが、町指定等文化財に関する

勧告、指導および助言について記載しております。 (6) 応急対策では、地域防災計画に準じた復旧の対策を講じる旨の内容を定めております。

次に、72ページ「第10章 国民生活の安定に関する措置」では、 生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定、生活基盤等の確保についてを定めております。73ページ、74ページでは、第11章といたしまして、特殊標章等の交付及び管理について定めております。

次に、75ページでございますが、75ページからは「第4編 復旧等」では、「第1章 応急の復旧」として、一時的な修繕や補修といった応急の復旧のための基本的な考え方を記載しております。 76ページでは、「第2章 武力攻撃災害の復旧」といたしまして、本格的な復旧に向けての、国における所要の法整備、町が管理する施設及び設備の復旧、住民等に対する心のケアについて、77ページでは、

「第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等」として、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続きに必要な事項について定めております。

最後でございますが、78ページ、「第5編 緊急対処事態への対処」では、緊急対処事態については、原則として武力攻撃事態への対処に準じた対処を行う旨の内容を定めたものでございます。

以上が、斑鳩町国民保護計画の概要でございます。

次に、資料5-2「斑鳩町国民保護計画資料編」では、表紙を1枚めくっていただきますと、第1編では、資料1として、「関係機関連絡先」、第2編では、資料2として、「町の各部課室における平素の業務」、資料3として、「町対策本部長、町対策本部員の代替職員」等々、計画の構成に準じた形で資料編の取りまとめをさせていただいております。用語集につきましても、76ページにまとめをさせていただいたものでございます。なお、町民の方々に対しましての意見公募、いわゆるパブリックコメントとも申しておりますが、意見公募を実施した結果についてでございますが、昨年の12月7日(木)から

12月26日(火)の20日間、その以前に協議会に諮問いたしました段階の斑鳩町国民保護計画案を役場総務課窓口や、インターネット上で公開いたしまして、それに対してのご意見をいただくこととしておりましたが、応募につきましては1件もございませんでした。このことも併せてご報告をさせていただきます。

以上、簡単で申し訳ございませんが、国民保護計画についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

木澤委員

また読ませていただいて詳しい事は次回にと思いますけれども、7 0ページの文化財の保護のところで、斑鳩町の独自のものになるよう にということでこの委員会でも意見が出てました。まずはやっぱりこ ういう事態を起させないようにする、そのことが一番大切やという基 本姿勢がここに書かれるということだと思うんですけど、そのことは それで理解してよろしいんですか。

総務課長

そのとおりでございます。

木澤委員 |

そしてこれ町の方で作った計画ですけども、町の教育委員会として もそういう立場やということでよろしいですかね。

教育長

そのとおりでございます。

委員長

ないようですので、以上、3月定例議会に付議が予定されている事 案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題と致します。

(1)斑鳩町監査規程について報告を求めます。 佐藤監査委員書記。

監査委員 書記

それでは各課報告事項の、斑鳩町監査規程について説明させていた だきます。

お手元に資料6で斑鳩町監査規程(案)の要旨をつけてさせていた だいておりますけれども、最後に付けております斑鳩町監査規程(要 旨)に基づきまして説明させていただきますのでよろしくお願いいた します。

現在、斑鳩町におきましては、斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例によりまして、個別外部監査制度を導入しておりますけれども、現行の斑鳩町監査規程におきましては、監査委員と外部監査人との関係に関する規定がなく、その関係を明確にするための追加、そして監査手続き及び内容をより明確にするために追加や変更を行ったことなどによりまして、現在の斑鳩町監査規程を全部改正するものであります。

なお施行につきましては、平成19年4月1日でございます。

以上簡単ではございますけれども、斑鳩町監査規程の説明とさせて いただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員

特にこの監査規程の内容について異議があるわけではありませんが、特にこの地方行政団体としてですね、規程とか要綱などについては条例の制定と違って内部での規制が出来る或いは規定が出来るということで議会の承認を得なければならないということではないということでありますが、あえて斑鳩町の監査規程については関係委員会として説明があると。しかし、収入役廃止に伴ってそれぞれの規程かなり膨大になると思うんですけど、規程その他の関係について読み替えその他の関係がかなり出てくる分野があって、それらについては19年4月1日以降適用することになるんだろうと思うんですけども、そういう関係などについては冒頭言いましたように、ほとんどが規程類等の

改正内容であるために委員会には報告をしないということなのかどう かということについてちょっと質問をしておきたいと思います。

総務課長

ただ今ご質問の、収入役制度の、収入役退任されるということに伴 います収入役制度を3月31日をもって廃止、また4月1日から助役 さんの名称が副町長に変わるといったことも含めましてですね、今、 松田委員がおっしゃいましたように所要の規程、規則等々、色々町内 部で改正作業を進めてまいりたいとこういう風に思います。その一つ ひとつの規則、要綱等につきまして、議会の議員さんの方にこういう 改正をしますとお示しをすることについては予定はございませんでし たが、それでももし当委員会にですね、どういった形でしたのかとい う、例えばその一覧表の提示をしろという形で要求をされますならば、 そういった形で整理の仕方もあるのかなという風に考えてるところで ございます。いずれにいたしましても、地方自治法の一部改正に伴い ますものでございまして、色々収入役、副町長等々、改正の必要が生 じてきている規則、要綱等があるわけでございますけれども、そうし た名称等が変わるという形で機械的に整理をしたものがほとんどでご ざいますので、その点もお含みをいただきながら、ご理解を賜りたい という風に思います。

松田委員

確認をしておきたいんですけども、今後ですね、条例に関わらないいわゆる規則、要綱等については関係委員会であっても説明はしないというルールを確立をしたという風に理解をしていいんですか。

総務部長

そういった執行側でいわゆるする中でやはりこう色々な方針、重要な関係、そういった事の中でやはりこう規程を定めたり、規則等を定めたり、また変更したりする場合については、十分やはりこう議会の方にご説明申し上げて、理解を求めた中でやっていくと、それにつきましては以前からの方針としては変わりございません。ただ、今、課長申し上げましたように、これは法律の改正に基づいてその文言だけ

を変えさせていただくという軽微なものでございますんで、そのようなやり方をしたわけでございます。ただ、先程申し上げましたような、どのようなものが関連してくるのか、そういった規則、規程がないのかということの一覧表でございましたら取り纏めさせていただきまして、提出する方法はございますけれども、それはもう先程も課長申し上げた通りでございます。そういった方針としては町としては以前から変わらないものでございます。

松田委員

筋が通ってるようではあるんですけども、議会に説明をしといた方がいいと思うことと、そうでなくて内部規定だけでええんだと、説明 は必要ないという判断はですね、どこでされるんですか。

総務部長

これにつきましては、我々一つは法令審査会等の議を経てこういう 改定をしておるわけでございますけれども、そういった中で当然その 法令審査会の目的ではございませんけれども、そういった中でこうい うものについては当然町の方針として議会の理解を当然求めておく方 がいいだろうというようなものの議論もする場所もございます。そう いった中でやはりこう出していく場合もございますし、他の口答でや はりこう議会の協力を求めていく中では、予めそういったものを出し ていくという方がスムーズに行政運営が出来るという場合については、 出さしていただいてるということでございまして、先程申し上げまし たように以前から同じ様な方針できておりまして、今後もそういった 方針で進めてまいりたいと思っております。

松田委員

今回当然に改正されると思われるものが、単にそれぞれの規程、要綱などについての読み替えだけに留まるんだという風に認識をして提起をしないようでありますけども、私はそうではないという風に思うんです。単に読み替えをするという関係ではなしに、読み替えることによって収入役が廃止をされ、助役が副町長に変わる。そして会計の監事についての方法が変わるということになってくると、単に読み替

えだけという風に認識をしていいのかどうかいうことになってくると かなり疑問があるように感じるんですけど、それらについての判断は ですね、その都度その時の担当によって色々左右されるというような 今のやり方であるように実は思うんです。ところが実際にはですね、 斑鳩町の場合もやはりこういった関係についてルールが本当に確立し てるのかどうか。今までどおりに変わりがないと言われるけども、今 までどおりが本当に良かったのかどうなのかということになりますと、 規則とか或いは要綱というものについて見なければ本当の条例だけで はわからん。条例の内容というのは決まったことしか書いてない。そ れでその他必要な事項は町長が定めるということでくぎってるという ことでほとんどがもう規則或いは要綱を見ないとですね、本当の取扱 いというものはわからんというのが現実だという風に思うんです。そ ういう形でいいのかどうか。しかもそうなってくると、その規則或い は要綱の関係についてですね、単に事務的な関係を言うんではなくて、 その事が住民生活に大きく影響を及ぼしていく取扱い要綱になってき ているという風に思うときに、本当にそれは我々は理解しなくていい のかどうか、いうことを考えると非常に疑問に思うんです。そういう ことについても、尺度をですね、どこでするのかということになって きますと、かなり私は疑問が残ってくるように思うんです。今までと ちっとも変わらんのだと言われるけど、今までと変わらないという関 係を見る限りにおいては、そんな事が条例でどこにも書いてないとい うことになりますと、規則で書いてるとか、要綱で示してるとかいう 風な説明が跳ね返ってくるのが通常だと思うんです。そういう事で本 当にいいのかどうかということになりますと、私は今一度、従来の慣 行ということだけではなしに、やっぱりその都度見直しをしながらそ れが適正なのかどうかと、或いは時代にマッチをしているのかどうか ということについての判断をする必要があるんだろうと思う。そのた めにこそいわゆる斑鳩町の場合も法令審査会ですか、というものがあ るんだろうと思うんですけども、実質的には法令審査会の議を得るん ではなくて、ただ単なる関係所管の解釈ということだけで問題の処理

がされていくというように思われて仕方がないんで、いわゆる言葉は 悪いんですが、都合のいい関係については説明をするけれども、都合 があまり良くない関係については内部規程だけにとどめて、内部だけ が知ってるという関係にとどまらせようとする傾向があるんではない かというような関係さえやっぱ出てくるという風に思うんです。それ で今回の場合のように規程では、監査規程は委員会でいわゆる承認を 得るべき内容ではないけどもこういうことでやりました。いう事を言 いながら他の関係については一切出てこない。いう関係などについて 必ずしも統一した見解、或いは統一した方針というものがどこで示さ れてるんだろうか。いうことになってくると、これまた先程も言いま したように全く所管担当部課の考え方だけにとどまっているというの があるような感じがするんですけど、その事が果たして適正なのかど うかということについて私は疑問に思うんですけども、そういう理解 でよろしいんでしょうか。

総務部長

先程も申し上げておりますように、例えば条例を制定した場合については、その条例の中に規則委任されている場合がございます。そうなればやはりこう先程おっしゃる通りでございまして、規則を見てみんなん実際どのように運営されていくかわからないというのは当然でございます。そういった関係につきましては、併せまして、条例と併せて規則についても出させていただいておるところでございます。また、単独で規則を定めるということになりましても、やはりそういったものについては議会のご理解いただくということでありまして、出しておるというような状況で来ておるわけでございます。色々といただきました関係につきましては、常にそういった意を踏まえた中で今後もやっていかなければならんと考えております。という事でよろしくお願いを賜りたいと思います。

松田委員

見解だけ聞いときます。終わります。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、他に理事者側から報告しておくことはございま せんか。

(なし)

委員長

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終ります。

続いて、その他について各委員より何か質疑、意見等があればお受けしたいと思います。 中西委員。

中西委員

12時のサイレンの件ですけれども、今、12時になくなったという事でかなり不便やという声を聞きますねけど、あと今この委員会からも要望しました形で、どういうような形で検討してもらっているのか、ちょっとその辺聞かしてください。

総務課長

正午の時報サイレンの廃止に伴います代替のお知らせ等についての ご質問であるという風に理解をさせていただきまして、お答えをさせ ていただきたいと思いますが、今、中西委員おっしゃいましたように、この事につきましては8月の総務常任委員会の説明の中で、その以前 から総務常任委員会の総意として出していただいた要望書の第2点目 だったと思いますが、サイレン吹鳴の中止に変わって、正午を知らせ る時報のあり方について検討するといった要望をいただいたところで ございます。8月25日では、その回答といたしましては、その正午 の時報サイレン中止そのものが近隣住民の方々への配慮から検討した 結果、廃止したということから、代替の時報につきましては、現在の ところ設置費用等々も当然のことでございますけれども、慎重に検討

を行っていくというところであるという事でご理解を賜りたいといっ た回答をしたところでございます。そもそも正午の吹鳴につきまして は、その騒音等について、近隣の方から強い要望があったという事で 中止をしたという事がございまして、そういう事から慎重に検討する 必要があるという事でご理解賜りたいといったところでお答えさせて いただいたところでございます。せっかくのご質問でございますので、 その中の検討の内容につきまして、及びその事についての結論的なこ とにつきましても、この際報告をさせていただきたいという風に思い ます。まず、検討を行いました代替え手段でございますが、4種類検 討をさせていただいたところでございます。その1つとしては、役場 の庁舎に放送設備及びスピーカーを新設する方法、2つとしては、役 場庁舎及び町内に設置している有線放送設備を改修する方法、3つと しては、斑鳩町、小学校、3校ございますが、その3校の既設チャイ ムの放送設備を改修する方法、最後の4つ目といたしましては、斑鳩 小学校、位置的にも斑鳩の中心にございます斑鳩小学校のみのチャイ ムの放送設備を新設する方法、この4点について色々検討を重ねたと ころでございます。それぞれの検討手段についての、改修等の主な内 容でございますけれども、1つ目の役場庁舎に放送設備及びスピーカ - を新設する方法につきましては、チャイム機能付きのプログラムタ イマ、ストレートホーンスピーカー、パワーアンプ、主電源ユニット の新設等とあと配線の工事関係が必要となってくるという事でござい ます。ストレートホーンスピーカーと申しますのは、より遠くに飛ば すしこうせいの高いスピーカーという事でございまして、近隣よりも より向こう側にとんでいくという事で、近隣にはあまり今のような形 でのご迷惑はかかる可能性が低いのではないか、といった事でこうい ったストレートホーンスピーカーについての設置について検討をした という事です。先程申しました2つ目の役場庁舎及び町内に設置して いる有線放送設備を改修する方法につきましては、役場にございます 有線放送操作卓の新設あるいは町内13箇所に設置しておりますスピ ーカー設備に係ります遠隔装置のソフト変更が必要となってくるとい

う事でございます。3つ目の斑鳩、小学校3校の既設チャイムを改修 する方法につきましては、各小学校へのチャイム機能付きプログラム タイマというタイマーを新設することと既存スピーカー等への設備の 接続と、あとは調整という事が必要となってきます。4つ目の斑鳩小 学校のみのチャイム放送設備を新設する方法でございますけれども、 これにつきましては、チャイム機能付きプログラムタイマと先程申し ましたようなより遠くまで音声が伝達できるストレートホーンスピー カー、あとパワーアンプでありますとか電源ユニットの新設等が必要 になってくるという事でございます。そういった事で、それぞれの方 法にかかります費用でありますとか利点・欠点、メリット・デメリッ トについて検討をしたところでございますが、1つ目の役場庁舎に放 送設備及びスピーカーを新設する方法としての費用でございますが、 約400万円必要という事になってきます。考えられるメリットとい たしましては、より遠くへ音声を伝達する特性がありますストレート ホーンスピーカーを採用することによりまして、これまでのサイレン よりは周辺地域への騒音が軽減される可能性がある。という事でござ いまして、逆にデメリット、欠点といたしましては、費用が先程申し ました400万円という費用が高価である、高い。音源が1箇所と限 られておりましたように、町域全体にチャイムが伝達できない、とい ったこと。それと、これまでのサイレンの音量よりは軽減はされます ものの、サイレンと同様にチャイム等の時報の停止を申し立てられる 可能性はまだある、という事がございます。

2つ目の役場庁舎及び町内に設置しております有線放送設備を改修する方法でございますが、これにつきましての費用は約2,650万円かかるという事でございます。この費用を勘案してもメリットといたしましては、音源が13箇所となりますために、町域全体にチャイムが伝達できる、音源が13箇所と分散されますために、周辺地域の騒音が軽減される可能性があるといった事はメリットとして挙げられるのかなと思います。ただ、デメリット、欠点といたしましては、先程申しましたように費用が2,650万円と大変高価であること、こ

の接続工事等々を行うために約1ヶ月半~1ヶ月間の補修工事、改修工事、きょうせい工事が必要でございまして、その間が1ヶ月半~1ヶ月間は遠隔操作によるサイレンや音声放送が使用できなくなり、またサイレンの吹鳴を行う場合は、役場とか各分団といったそれぞれの場所において、手動による操作が必要になる。といった事でございます。

3つ目の小学校3校の既設チャイム放送設備を改修する方法につきましての費用は、約240万円となっております。メリットといたしましては、費用が他の方法と比較して安価である、また音源が分散するために、町域全体にチャイムが伝達できるのではないか、また各小学校の音量が低いために、他の方法と比較しましても、周辺地域の騒音も軽減できるのではないかといった事がメリットとして挙げられるわけでございますが、デメリット、欠点といたしましては、正午という授業中に正午の時報が鳴るという事で、授業の妨げとなる恐れが十分ある、という事でございます。

最後の4つ目の斑鳩小学校だけのチャイム放送設備を新設する方法でございますけれども、これにつきましては330万円必要という風に見積もっております。メリットといたしましては、先程も若干触れましたが、ストレートホーンスピーカーを採用することによりまして、これまでのサイレンよりは周辺地域への騒音が軽減される可能性があるという事がございますが、デメリット、欠点といたしましては、先程の3つ目の小学校と同じく、授業中に正午の時報が鳴ることになって、授業の妨げとなる恐れがあるという事と、小学校1つでは音源が1つになりますため、町域全体にチャイムが伝達できないのではないかといった事でございます。またサイレンと同様にチャイムの停止を申し立てられる可能性が十分ある、といった事がデメリットとして考えられます。

以上、4つの方法につきまして色々検討したところでございますが、 次に、正午の時報サイレン廃止後の住民の問い合わせの状況につきま して、報告させていただきますが、これまで問合せにつきましては、 電話による問合せが9件、メールによる問合せが1件、合計10件となっておりまして、その内容につきましては、時報サイレンがなくなったのでちょっと不便やといった事が9件ございました。残りの1件は、どちらでもないが、何でなくなったんやといった事のご質問であったという事でございます。

このように、正午の時報をお知らせする新たな手段につきまして、 導入費用及び周辺への影響等について慎重に検討を行った訳でござい ますが、検討を行いました4つの方法のうち、費用面で比較的安くつ く小学校のチャイム放送を利用する方法につきましても、先程申し上 げましたように約240万円の費用が発生する事になります。また、 授業中に校舎の真上から正午の時報が鳴りますことから、授業の妨げ となることが懸念をされるところでございます。反対に、周辺への影 響を比較的軽減でき、また、町域全体に時報を伝達できると考えられ る既存の有線放送を改修する方法につきましては、先程も申しました ように2,650万円もの費用が発生するといった事があります。ま た、先程も申しましたように、正午の時報サイレン廃止後の住民の問 い合わせにつきましては、時報サイレンの代替えの要望が9件のみと なっておりまして、その理由のほとんどが、先程も申しましたが、サ イレンを作業の切り上げのきっかけ、目安にしていたのに、不便とな るといったものでございます。その中で時刻を知る方法といたしまし ては、昨今の状況とサイレンを吹鳴し始めました昭和30年頃とは、 大きく違いが出てきておる、こうした方々、こうした方々と申します のは不便であるからと言った方々の期待でございますが、その方々の 期待に報いる為に、行政がそのサービスとして、正午の時報を費用を かけて鳴らすことはどうなのかという事も含めまして、ということも ございまして、懸念としてあるわけでございまして、このことから、 正午の時報サイレンの廃止に伴いまして、正午の時報をお知らせする 新たな手段の導入につきましては、ただ今ご説明を申し上げました、 導入費用とそれに対する費用対効果、また緊縮財政を強いられている 現在の町の財政状況、そして周辺の方々への影響、また、住民からの 問合せの状況等を勘案いたしまして、代替えの時報の導入につきましては、見送ることとさせていただきたいという風に考えておりますので、委員の皆様方には、何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

中西委員

小学校のチャイムですねけど、朝6時、夕方5時、夜9時、この3回鳴ってるわけですけども、そういうパターンで鳴らしてる中で、12時だけ入れるというのは、それだけでもやっぱりそれだけの費用はかかるわけですか。

総務課長

小学校3校の既設チャイムを改修していく方法で、安価にするには 既設のそういった、ある程度一定のチャイムがございます中で、あと はチャイム機能付きプログラムタイマの新設、ストレートホーンスピ ーカー設備等が必要になってくる、それで240万円かかるという事 でございまして、あくまでも今の施設を利用しながらしても、それだ けの費用がかかるという事でございます。それと、小学校のチャイム につきましては、夕方6時と夜9時にチャイムを鳴らしておりますけ れども、「家路」を鳴らさせてもらっていますけれども、あれは青少 年の育成にかかりますという事で、啓発の形で鳴らしていただいてい るという事でございます。これにつきましては昭和50年頃から先程 も申しましたように、青少年の健全育成として、下校時には先程申し ましたように「家路」これは外で遊ぶ子どもに対して早くお家に帰る ように、といった事で、夜の9時には「夢で逢いましょう」という事 で、夜も遅いので早く寝ましょうといった事で啓発の一環として流し ているという事でございます。朝の6時とおっしゃいましたが、町の 施設等々では、そういったチャイムは鳴らしてないという事でござい ます。

中西委員

朝鳴ってませんか。どこやろ。朝6時に鳴ってます、どこで鳴って るのかそれは分かりませんねけど。 教委総務 課長 総務課長の方からお答えしましたように午後6時と9時の方につきましては、先程言いましたように健全育成の一環としてチャイムを鳴らしてますけども、朝6時につきましては、学校では鳴らしてないという事でございます。

町 長

この経過というのは、私は記憶してるのは60年の10月に清水さんが亡くなられて、それで斑鳩小学校にチャイムを寄付されたというとこから私は昭和60年11月くらい、61年か何かにチャイムを寄付いただいたという事で、それだったら6時と9時とそういうものを鳴らしたらどうか、という事で小学校、斑鳩東も西もあんのか。

(「3つともあります。」との声)

町 長

小学校は清水組の会長の寄付か。そういう事から考えたら経費がかかる、かからんに関わらずでっせ、6時と9時に鳴らしてんねんから、12時も可能であろうと。当然鳴らしたら、別に反応というのは、言えば必ず住民みたいなん、やかましい言う人もありゃ、そりゃ当然やってほしいと、サイレンなんでずっとそうしてきてるわけですから。その辺が私はやっぱり前の9月議会ですか、私はサイレン止めとは言ってない、しかし長いから短くしたらええという質問されていますように、やっぱりもう一度検討というのか、今検討していただいたわけですけども、やっぱり今、中西委員のおっしゃるように、もう少しやっぱり入ってその小学校のチャイムを利用するとか、そういう事は私はやっぱり、6時9時鳴ってるわけですから、別に12時そのものについては、別に240万かかるのか、あるいは3つの小学校のチャイム等今現在鳴らしてますから、それで並行して12時にセットしたらいけるわけですから、そういう事も踏まえて最終的な検討をしたいと思います。

委員長

他に質疑、ご意見等ありませんか。 松田委員。

松田委員

練り返すようで悪いんですけども、委員長に確認をしておきたいんですけども、先程、文化振興センターの関係でですね、資料配布をされてその説明を受けて終わってしまってるんですけども、その際に問題として指摘された提起の中で、例えば当局側の原案では3年間有効期限を延ばしてですね、やってみるという風に言われている内容ですね。これについて委員からは根拠がはっきりせーへんという事で反対やという意見もあるんですけどもね、この辺については単に意見を聞きおくという、あるいはそういう意見があったという事で今日の委員会は終わっておくという事なんですか。

委員長

一応、定例会の方で付議されてくると思いますので、期間について はそこで審議できればなという思いではいるんですけども。

松田委員

この関係については、賛否が明らかに出来ないんかと思うんですけども、一応そういう意見があったという事に留めるということなんですか。そういう集約の仕方、何もされてませんからね。ただ無視したのかどうなのか、という事になるんですけど、その辺はどうなんですか。

改めて付託を受けた場合、審議をその分だけで改めて審議をすると いうことなんですか、意味は。

ここのところをはっきりしないと、理事者側は一応了解を得たいんやと、色々意見はあったけども、という認識に立つのとね、そうでない、この問題を残してるんやという事の認識とでは随分違うと思います。だからこの辺はちょっとはっきりしてほしいのと、その事について、判断をする材料として、既に終っていると思うんですけど、関係委員会で同じような管理者指定の関係の事案があると思うんですよ、文化振興センター以外にね。いわゆるiセンターの関係であるとか、いきいきの里の問題とかいう事もあると思うんですけど、そういう関

係についてですね、関連をするように思うんです。期限の関係などについては、その辺についてはどういう風になってるんでしょうか。了解されていますか。

委員長

現状ではちょっと他の委員会の事については、ちょっと報告受けて おりませんので。

(「確認してください、今。判断をしたいと思うんです」との声)

委員長

暫時休憩します。

(午後12時01分 休憩)

(午後12時01分 再開)

委員長

再開いたします。

他の委員会の事について、議長の方が出席されておりますので、議 長の方から報告をいただきます。 中川議長。

中川議長

私も建設水道常任委員として、委員会に出席しましたので、そこで 小野議員から、何故契約期間が3年やという事で、理事者側から今日 と同じような答弁があって、そのままで何の取り決めもなし、流して いるような状況であったと思います。

松田委員

ちょっとくどいようですけど、そうすると関係委員会で同様の管理 者指定の案件については、特別に期間の関係についてはどうこうとい う事なしに終わってしまってるという事ですか。そして最終的には3 月定例会の恐らく付託になるんであろうと、推測されるんですけど、 まだ決めてませんので分かりませんけども、そういう中で改めて議論 をするという事になる。 委員長

総務委員会としてもそのように考えておりました。

松田委員

そのようにして、きっちりしめておいていただかないと、言いっ放し聞きっ放しになって、私の意見は一体どうなったんだろう、無視されたんかなという関係になっては、委員会審議がうまくいかんと思いますので、その辺はですね、やっぱり心してきちっと問題を残したんなら問題を残した、あるいはその事について、全体の空気として提案というのを概ね理解をされているという風に認識をしてるのかという関係については、明らかにしながら集約をしてもらいませんと、今のような言い方をしていますと、一体どう決まったんやろという事になってしまいますので、その辺は十分、意を用いて欲しいということだけお願いしておきます。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

私は先程、新しい資料を出していただきましたけど、私の疑問には 応えるような資料ではないという事だけ言っておきます。

委員長

理事者側におかれましては、ただ今のご意見等くまれまして、次回 付議していただけますようお願いしておきます。

他に質疑、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長

その他につきましても、これをもって終ります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長 にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。

(午後12時06分 閉会)